令和７年度
白岡東小学校放課後子ども教室
実施の手引き

白 岡 市 教 育 委 員 会

教 育 部 生 涯 学 習 課

目　　次

１．「放課後子ども教室」とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２．「放課後子ども教室」の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

３．実施概要について

⑴　実施場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

⑵　対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

⑶　定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

⑷　実施日時・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

⑸　活動場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

⑹　活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

⑺　参加費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

⑻　保険代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

⑼　スタッフについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

⑽　参加までの流れについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

⑾　放課後子ども教室当日に関する内容ついて・・・・・・・・・・・　５

⑿　参加に必要なものについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

⒀　事故・体調不良時の対応について・・・・・・・・・・・・・・・　６

⒁　保険について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

⒂　災害時などの緊急時の対応について・・・・・・・・・・・・・・　７

⒃　保護者の方へのお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

⒄　放課後子ども教室でのお約束・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

４．白岡東小学校放課後子ども教室に関するＱ＆Ａ・・・・・・・・・　９

１．「放課後子ども教室」とは

放課後及び学校の休業日に小学校等の施設を使用して、子供たちの安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画・協力を得て、子供たちに学習活動や様々な体験・交流活動の機会を提供することを目的に実施する事業です。

※　放課後子ども教室の企画・運営は、学校ではなく市教育委員会が学校等の関係団体と連携を図りながら行います。

２．「放課後子ども教室」の注意点　（必ずお読みください）

⑴　放課後子ども教室は、子供たちに放課後の居場所を提供する事業です。お子さんを預かる事業ではありません。

◆保護者の代わりに専門の指導員が児童に対し生活指導等や育成を行う「学童保育所」とは、事業の目的が異なります。

⑵　放課後子ども教室では、お子さんの下校時の安全確保の観点から、保護者等の方がお子さんのお迎えをすることを参加条件としています。

◆お子さんのお友達の保護者の方や近所の方が、代理でお迎えいただくことも可能です。

⑶　参加人数の定員については、活動場所のキャパシティ等の制約や子供たちの安全な活動の確保の観点から、３０名程度とします。

◆定員を超えた場合は、抽選等により参加者を決定します。

⑷　放課後子ども教室への参加については、お子さんと話し合い、意思を確認し、保護者の方の判断で参加させてください。

◆参加申込にあたっては、２ページ～８ページの『実施概要』や９ページ～１１ページの『Ｑ＆Ａ』を確認の上、お申し込みください。

３．実施概要について

⑴　実施場所

白岡市新白岡２丁目２８番地１
白岡市立白岡東小学校

⑵　対象者

白岡市立白岡東小学校に通学する全児童

◆保護者等の方のお迎えが可能な児童に限ります。
◆学童保育所に入所している児童も参加できます。
◆運営スタッフは、地域の方々を中心に協力いただいており、特別な支援が必要な児童に対応できる専門職員はおりません。そのため、お子さんが以下の内容ができるか必ず確認してください。
・集団の中で過ごすことができる
・自分でトイレに行ける
・自分で服薬等の管理ができる
また、介助が必要なお子さんや個別の対応が必要なお子さんには、保護者等の方の同伴をお願いする場合があります。

⑶　定員

３０名（年度で固定となります。）

⑷　実施日時

ア　実施日（令和７年度予定）

実施回数	実施日	実施回数	実施日
第１回	６月１２日（木）	第９回	１１月　６日（木）
第２回	６月２０日（金）	第１０回	１１月２８日（金）
第３回	７月　４日（金） ※１	第１１回	１２月　２日（火）
第４回	７月１５日（火）	第１２回	１２月１８日（木） ※１
第５回	９月　２日（火） ※２	第１３回	１月２０日（火） ※２
第６回	９月１９日（金）	第１４回	１月２８日（水）
第７回	１０月　７日（火） ※２	第１５回	２月　３日（火） ※２
第８回	１０月１７日（金）	第１６回	２月１６日（月）

イ　実施時間

下校時間～午後４時３０分

◆原則、全学年午後２時３５分下校

※１　全学年４時間授業（午後１時５分下校）

※２　１～３年生：５時間授業（午後２時３５分下校）

　　４～６年生：６時間授業（午後３時３０分下校）

⑸　活動場所

生活科室（主会場）、体育館、特別教室（理科室、家庭科室等）

◆上記以外の教室、場所には立ち入りはできません。

◆プログラム内容や学校の都合、当日のスタッフ数等により、活動場所が変更となる可能性があります。

⑹　活動内容

スポーツ体験、昔遊び、読み聞かせ、工作、勉強（自主学習）など

◆大人の見守りのもと、子供たちが自主的に過ごすことを基本的な目的としています。

◆スポーツ体験や昔遊びなどのプログラムは、市内の社会教育関係団体や地域の方々等に指導やサポートをしていただきます。子供たちは自由にプログラムに参加できます。

⑺　参加費用

基本的に無料です。ただし、工作に使用する材料、料理に使用する食材など、活動内容によっては、実費がかかる場合があります。

⑻　保険代

傷害保険及び賠償責任保険として、放課後子ども教室総合補償制度（児童１人あたり年間６００円）への加入が必要となり、その費用は保護者の方に負担していただきます。

◆保険料は、年度途中からの登録の場合も同額です。また、放課後子ども教室総合補償制度への加入後に退会の申出があった場合は、返金できません。

◆保険（補償）期間は、当該年度の３月３１日までです。

⑼　スタッフについて

保護者や地域の方々等によるコーディネーターや教育活動サポーター等が子供たちの活動を見守ります。また、当面の間は、市教育委員会生涯学習課の職員も運営にあたります。

⑽　参加までの流れについて

ア　参加申込について

放課後子ども教室への参加を希望する場合は、白岡市放課後子ども教室参加登録申込書を以下のいずれかの方法で、市教育委員会生涯学習課へ提出し、参加申込を行ってください。

また、詳細をお聞きになりたい方は、個別に対応させていただきますので、市教育委員会生涯学習課の窓口までお越しいただくか、電話でお問い合わせください。

⑺　お子さんを通じて学校へ提出

⑴　生涯学習課の窓口へ提出

⑼　メールによる提出（申込書は、市公式ホームページからダウンロードしてください。）

◆受付期間：４月２３日（水）～５月８日（木）

◆受付場所：白岡市生涯学習センター〔こもれびの森〕
２階　生涯学習課
◆受付時間：午前９時～午後５時
休館日：４月２８日（月）、５月７日（水）
◆電　　話：９２－１１１１（内線５２２）
◆メ　ー　ル：syougaigakusyuu@city.shiraoka.lg.jp
◆Ｕ　Ｒ　Ｌ：https://www.city.shiraoka.lg.jp/soshiki/kyouikubu/syougaigakusyuuka/4/1/7880.html

ホームページ

イ　参加者の決定について

申込人数が定員を超えた場合は、抽選により参加者を決定します。

結果は、申込者全員に書面でお知らせします。

ウ　保険料の支払いについて

参加決定者は、５月２７日（水）までに、市教育委員会生涯学習課の窓口へ、保険料６００円の納付をお願いします。

⑾　放課後子ども教室当日に関する内容ついて

ア　参加の確認について

開催日の１週間前と前日に、生涯学習課から保護者の方へメールにて必要事項を連絡いたします。必ず内容を確認し、受信した旨を返信してください。

また、教室当日の登校前に、参加の有無をお子さんと確認してください。

◆欠席する場合は、以下のとおり事前に連絡してください。

㋐　放課後子ども教室当日の午後２時まで

・市教育委員会生涯学習課学習支援担当まで連絡してください。

㋑　放課後子ども教室当日の午後２時以降

・放課後子ども教室専用の緊急連絡先へ連絡してください。（電話番号：０９０－３３３９－６９９９）

イ　保護者等のお迎えについて

お子さんの引渡しは、昇降口で行いますので、午後４時３０分までに昇降口へお越しください。

◆車でお迎えの場合は、Ｂ棟前の駐車場を使用してください。

◆緊急に、終了時間前にお迎えをすることになった場合は、事前に緊急連絡先（０９０－３３３９－６９９９）に連絡してください。

ウ　学童保育所入所児童の対応について

学童保育所入所児童は、放課後子ども教室終了後、放課後子ども教室のスタッフの引率で学童保育所に参加します。

◆学童保育所入所児童は、放課後子ども教室のスタッフが、直接保護者等へ引き渡すことはいたしません。必ず、学童保育所へのお迎えをお願いします。

◆放課後子ども教室終了前にお迎えにくる場合は、放課後子ども教室でお子さんを引き受けた後、学童保育所に立ち寄り、帰宅する旨の報告を行ってください。

⑿　参加に必要なものについて

水筒、着替え、タオル、宿題、本、塗り絵、折り紙、色鉛筆、工作の際に使うセロハンテープ等の消耗品など

◆学校のルールで持ってきてはいけないものは、放課後子ども教室にも持ってこないでください。

◆万が一、紛失・汚損・損傷等があった場合、放課後子ども教室では、一切責任を負いません。

⒀　事故・体調不良時の対応について

万が一の事故や急病の場合は、保護者または緊急連絡先に連絡するとともに、怪我や病気の程度に応じて、医療機関に連れていくなどの対応を行います。

また、連絡がとれない場合でも、スタッフの判断で医療機関に連れていくことがありますので、御承知おきください。

◆スタッフによる医療行為は行いません。

◆怪我や体調不良の場合には、スタッフが医療行為以外の処置を行うこともありますので、ご承知おきください。

例）○夏場に熱中症が疑われる場合、経口補水液等を飲ませる
○軽微な切り傷や擦り傷を負った場合、傷口の消毒や絆創膏を貼り付ける

◆学童保育所入所児童で放課後子ども教室に参加している場合、保護者がすぐにお迎えにこられないときは、学童保育所に戻り保護者のお迎えを待っていただくことがあります。

◆インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症にかかったときは、学校への通学が許可されるまで参加できません。

◆アレルギーや健康上の注意事項等がありましたら、必ず参加登録申込書に記入してください。

⑭　保険について

放課後子ども教室参加中や帰宅中の怪我で医療機関にかかった場合等は、放課後子ども教室総合補償制度での対応となります。

ア　保険期間

放課後子ども教室の初日から令和８年３月３１日まで

イ　補償内容

見舞金補償制度		賠償金補償制度
死亡	（最高）1，000万円	対人賠償
後遺障害	（最高）1，000万円	１名で１億円、１事故で５億円
入院（日額）	４，０００円	対物賠償
通院（日額）	１，５００円	１事故で１，０００万円

ウ　補償対象となる事故の範囲

活動中の事故及び活動場所と自宅との往復途上の事故

⑮　災害時など緊急時の対応について

ア　風水害（台風・暴風雨・大雨・大雪）

㋐　台風の接近などで学校が休校の場合は、放課後子ども教室も実施いたしません。

㋑　台風の接近が登校時に重なることが予想され、学校が時差登校になる場合は、原則、通常どおり実施します。

㋒　台風の接近が放課後に予想される場合は、放課後子ども教室は実施いたしません。

㈣　放課後子ども教室開催中に、急な大雨、洪水、大雪等の「警報」が発令され、早く帰宅したほうが安全と判断した場合は、保護者等に連絡し、お迎えがきたお子さんから順次帰宅となります。

イ　地震

放課後子ども教室実施中に、大きな地震（震度５弱以上）が起きた場合は、速やかに迎えに来てください。

万が一、迎えに来られない場合は、迎えを代理の方にお願いし、速やかに緊急連絡先（０９０－３３３９－６９９９）に連絡してください。

ウ　学級閉鎖時など

インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症で学級閉鎖や学年閉鎖になったクラスや学年の児童は、症状がみられない場合でも参加することはできません。

エ　突発的な事件発生時など

放課後子ども教室の開始前に、学校が集団下校、一斉下校及び引渡しとなった場合は、原則、放課後子ども教室は実施いたしません。ただし、学校の対応決定の時間によっては、放課後子ども教室でお子さんを受け入れ、保護者等のお迎えを待つ等の対応をとる場合があります。

⑯　保護者の方へのお願い

ア　万が一の事故や急病の場合を考え、参加登録申込書に記載した保護者連絡先及び緊急連絡先は、必ずつながる状態にしてください。

イ　緊急の際は、お子さんの引取りをお願いすることがあります。仕事等により即時に迎えにくることが難しい場合は、代理でお迎えができる方（親族やご近所の方等）にお子さんの引取りをお願いしておくようにしてください。

⑰　放課後子ども教室でのお約束

放課後子ども教室に参加する子供たちに、次のとおり守ってもらいたいお約束があります。

保護者とお子さんで確認してください。

○　元気にあいさつをしましょう。

○　決められた場所で過ごしましょう。

○　決められた場所以外には、入らないようにしましょう。

○　トイレに行くときは、大人の人に声をかけましょう。

○　お友達と仲良く過ごしましょう。

○　遊ぶものや道具は、大切に使いましょう。

○　遊んだあとは、みんなできれいに片付けましょう。

○　正しく、ていねいな言葉づかいを心がけましょう。

○　教室やろう下は、走らないようにしましょう。

４．白岡東小学校放課後子ども教室に関するＱ＆Ａ

Ｑ１．白岡東小学校に通学している児童以外にも白岡東小学校放課後子ども教室に参加できますか？

Ａ１．参加できません。白岡東小学校放課後子ども教室は、白岡東小学校に通学している児童のみが対象となります。

Ｑ２．学童保育所に入所している児童は参加できますか？

Ａ２．白岡東小学校に通学している児童であれば、参加できます。放課後子ども教室終了後は、放課後子ども教室のスタッフの引率で学童保育所に参加します。

Ｑ３．「見守り」とは具体的にどのようなことですか？

Ａ３．子供たちが活動する中で、楽しい時間を過ごせるよう見守ったり、遊びのサポートを行います。また、危険な行為をしないよう安全面についても見守りを行います。

なお、宿題等の内容のチェックや指導は行いません。

Ｑ４．放課後子ども教室と学童保育所の違いは何ですか？

Ａ４．違いについては、次のとおりです。

放課後子ども教室	放課後及び学校の休業日に小学校等の施設を使用して、子供たちの安全・安心な居場所を設け、地域の方々の参画・協力を得て、子供たちに学習活動や様々な体験・交流活動の機会を提供することを目的に実施するものです。 **※　お子さんを預かる事業ではありません。**
学童保育所	保護者の就労等により、保護者が不在のご家庭のお子さんを預かり、専門の指導員が保護者の代わりに生活指導等や育成を行うことを目的に実施するものです。

Ｑ５．保護者のお迎えができない子供は、高学年でも参加できないのですか。

Ａ５．参加できません。お子さんの下校時の安全確保の観点から、保護者のお迎えを必須としています。なお、一人の保護者の方がご近所のお友達を一緒にお迎えいただくことやお子さんのお迎えを近所の方等に代理でお願いすることは可能となります。

Ｑ６．開催日をもっと増やすことはできないのですか。

Ａ６．今年度の実施結果や白岡東小学校の保護者、お子さんのニーズ、運営スタッフの確保といった実施体制の整備などを踏まえ、実施回数を増やしていくことは考えられます。

Ｑ７．毎回参加しなければならないのですか。

Ａ７．参加は自由ですが、年間を通しての定員制のため、参加が決定した場合は、できる限り参加してください。欠席する場合は、事前に連絡してください。

Ｑ８．一度帰宅してから参加することはできますか。

Ａ８．一度帰宅してしまうと参加できません。

Ｑ９．開催時間の途中で帰宅することはできますか。

Ａ９．帰宅できます。途中で帰宅することは、事前に保護者の方とお子さんで確認していただき、事前に連絡してください。

Ｑ１０．おやつ等はでますか？おやつを持参してもいいですか。

Ａ１０．放課後子ども教室では、おやつ等の提供はありません。また、おやつをお持ちになることも認められません。

Ｑ１１．学童保育所で保険に加入していますが、放課後子ども教室に参加する場合、改めて保険に加入する必要はありますか。

Ａ１１．改めて加入する必要があります。

学童保育所で加入している保険では、放課後子ども教室活動中の事故は保険の対象になりません。

放課後子ども教室に参加する場合は、放課後子ども教室総合補償制度に別途加入していただきます。

また、スポーツ団体等で保険に加入している場合についても、参加団体や活動場所ごとに加入が必要となるため、放課後子ども教室として別途加入が必要となります。

Ｑ１２．放課後子ども教室について質問がある場合、どこに連絡すればよいですか。

Ａ１２．市教育委員会生涯学習課学習支援担当までお問い合わせください。学校とは別の事業になりますので、学校には連絡しないようお願いいたします。

問い合わせ先

白岡市 教育委員会 教育部
生涯学習課 学習支援担当
◆住　　所：〒３４９－０２９６
　　白岡市千駄野４３２番地
　　白岡市生涯学習センター〔こもれびの森〕
◆電　　話：９２－１１１１（内線５２２）
◆Ｆ　Ａ　Ｘ：９１－３６２６
◆メ　ー　ル：syougaigakusyuu@city.shiraoka.lg.jp
◆緊急連絡先：０９０－３３３９－６９９９
※　放課後子ども教室当日の午後２時以降、通話可能です。